

3歳から5歳までの障害のある子どもたちのための 児童発達支援等の利用者負担が**無償**となります

就学前の障害児を支援するため、下記のサービスについては、対象者の利用者負担を無料とします。

無料となるサービス

- ・ 児童発達支援
- ・ 居宅訪問型児童発達支援
- ・ 福祉型障害児入所施設
- ・ 保育所等訪問支援
- ・ 医療型障害児入所施設
- ・ (旧) 医療型経過的児童発達支援等

対象となる子ども

無償化の対象となる期間は、「満3歳になって初めての4月1日から3年間」です。

無償化対象期間	対象者
2023年(令和5年) 4月1日～ 2026年(令和8年) 3月31日	2019年(平成31年) 4月2日～ 2020年(令和2年) 4月1日生まれ
2024年(令和6年) 4月1日～ 2027年(令和9年) 3月31日	2020年(令和2年) 4月2日～ 2021年(令和3年) 4月1日生まれ
2025年(令和7年) 4月1日～ 2028年(令和10年) 3月31日	2021年(令和3年) 4月2日～ 2022年(令和4年) 4月1日生まれ
2026年(令和8年) 4月1日～ 2029年(令和11年) 3月31日	2022年(令和4年) 4月2日～ 2023年(令和5年) 4月1日生まれ

※ 利用者負担以外の費用(医療費や、食費等の現在実費で負担しているもの)は引き続きお支払いいただくこととなります。

※ 幼稚園、保育所、認定こども園等と、上記サービスの両方を利用する場合は、両方とも無償化の対象となります。

無償化にあたり、新たな手続きは必要ありません。

ご利用の障害児サービス事業所との間で、年齢を伝えるなどして無償化対象であることを事前にご確認ください。

お問い合わせ先：徳島市 健康福祉部 障害福祉課

TEL:088-621-5171